

【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】

電気工事業を他人が受け継ぐときの届出

1 電気工事業を家族に継がせたり、他の方に譲り渡したりすることができます。

電気工事業の登録を受けている事業者は、その事業を家族に継がせたり、他の方に譲り渡したりすることができます。(相続等に伴う個人事業主の代表者の交代や法人化の場合は、変更届ではなく、ここに示す「承継届」が必要です。)

なお、みなし登録を受けている建設業者の方は、この手続をご利用いただけません。
(2)建設業許可をうけた電気工事業者の「廃止」の項目をご参照の上、廃止届を提出してください。)

2 手続が可能な場合

鳥取県知事の登録を受けている登録電気工事業者が、その事業を鳥取県内に住所を有する方に受け継がせる場合に限りです。(みなし登録の事業者は手続できません。)

3 手続に必要な書類等

電気工事業を受け継いだ方(承継者)が以下の書類を作成します。

書類	部数	備考
登録電気工事業者承継届出書(様式第6)	1	※1 押印は不要です。 ※2 みなし登録では使用できません。 ※3 承継者が届出人となります。
手数料の支払後に受け取った「控1」の印字があるレシート	1	支払場所で受け取った「控1」のレシートを申請書の裏側に貼り付けてください。 (詳細は下記4を参照)
承継があった事実を証明する書類等	1	※押印は不要です。 ①譲受による場合:譲渡証明書(様式第8) ②相続による場合:相続同意証明書(様式第9)又は相続証明書(様式第10)及び戸籍謄本 ③合併による場合:法人登記事項証明書 ④分割による場合:電気工事業承継証明書(様式第10の2)及び法人登記事項証明書
主任電気工事士等の変更に関する届出書及び添付書類	各1	承継により主任電気工事士が交代する場合などには、「変更届」や主任電気工事士の誓約書や免状の写しなどの添付書類が必要です。詳しくは、「6 届出の方法」に記載の担当にお確かめください。
登記事項証明書(法人登記簿謄本)	1	法人が承継者となる場合に提出してください。
被承継者の電気工事業者登録証	1	既に交付されている電気工事業者登録証を返納してください。

4 手数料

2,200円(申請書に印刷されたバーコードを支払場所に提示して納付してください。)

○バーコード付き申請書は、県ホームページ「電気工事業に関する申請・届出」からダウンロードできます。

○バーコードが印刷された申請書を次の県機関の支払場所(営業時間:平日午前9時～午後5時)に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付してください。

鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店(鳥取市東町一丁目220)

中部総合事務所 別館1階 倉吉食品衛生協会（倉吉市東巖城町2）

西部総合事務所 本館3階 米子食品衛生協会（米子市糺町一丁目160）

○納付後に受け取った「控1」の印字があるレシート（例1）を申請書の裏面に貼り付けてください。（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例2）を貼り付け）

<例1>

<例2>

鳥取県

申請手続完了まで保管して下さい。「控1」の記載があるものを県に提出して下さい。

控1

2021年9月15日（水）14時22分

人数 1人
一般旅券10年
2100060102008
82,000 4通 8,000
<小計> 48,000
<合計> ￥8,000
現金 48,000

お預り ￥10,000
お釣り ￥2,000

1 担当者

伝票NO:000004 SEQNO:00000004
T-00001-01

鳥取県手数料等領収証書（県提出用）

バーコード番号

件数	件
金額	円

上記のとおり領収しました。

年月日

<決済種別>

現金

現金カード

電子マネー

コード決済

領収印

<注意事項>

- ・その年度に発行された申請書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。4月1日以降に支払う場合は新年度の申請書を使用ください。
- ・令和3年9月30日を以て鳥取県収入証紙の販売は終了させていただきました。
- ・お手元に残った県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

（アドレス）<https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

（電話）0857-26-7437

5 届出の期限

事業の承継があった日から**30日以内**に届け出てください。

6 届出の方法

電気工事業を受け継いだ方（承継者）が、届出に必要な書類を次の届出先に郵送または持参してください。（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

鳥取県危機管理局消防防災課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 電話0857-26-7063

様式第6 (第6条)

鳥取県庁POS	¥2,200
 2 102050 601003	
手数料名:電気工事業登録手数料承継	
予算主務課:消防防災課	
電話番号:0857-26-7063	

※支払場所 (営業時間: 平日 9:00~17:00)
①鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店
②中部総合事務所 別館1階 倉吉食品衛生協会
③西部総合事務所 本館3階 米子食品衛生協会

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者承継届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	年 月 日 鳥取県知事登録第 号
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	年 月 日 鳥取県知事登録第 号
被承継者に関する登録証の添付の有無	有 無 (○でかこむ。)

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業譲渡証明書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

譲り渡した者 住所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

譲り受けた者 住所
氏名または名称
法人にあつては代表者の氏名

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

1 登録を受けた年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類
		一般用電気工作物 自家用電気工作物

(○でかこむ)

3 譲渡の年月日

年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者相続同意証明書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

証明者 住所
氏名

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

3 登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所

4 相続開始の年月日

-
- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 証明者の項は、登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名すること
 - ×印の項は、記載しないこと

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者相続証明書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

証明者 住所
氏名

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

3 登録電気工事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

4 相続開始の年月日

-
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 証明者は二人以上とすること
3 ×印の項は、記載しないこと

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業承継証明書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

被承継者 住所
名称
代表者の氏名

承継者 住所
名称
代表者の氏名

次のとおり電気工事業の承継について証明します。

1 登録を受けた年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類
		一般用電気工作物 自家用電気工作物

(○で囲む)

3 承継の年月日

年 月 日

